

二次出版に関する規定

日本歯科麻酔学会雑誌は、以下の規定を満たす論文の二次出版（secondary publication）を認める。

A：本誌に掲載された論文を国内外の英文誌に投稿すること。

B：国内外の英文誌に掲載された論文を本誌に投稿すること。

1. 二次出版に際しては、以下の事項を遵守すること。

(i) 著者は一次出版物と同一であること。

(ii) 二次出版物の論文題名は、それが一次出版された論文の二次出版であること（完全ないし要約された再出版または翻訳版）を明示していること。

(iii) 一次出版物に掲載された論文内容や図表の加筆修正や変更は行わないこと。

なお、本誌または Anesthesia Progress 誌（Brief Communication）が二次出版の場合、論文として内容が理解できるように本文や図表の体裁を整えることは認められるが、結果や解釈に関する内容の変更は認められない。

(iv) 二次出版論文の投稿は、一次出版物の発行後とすること。

(v) 上記 A 及び B のいずれにおいても、二次出版物の投稿前に日本歯科麻酔学会事務局に二次出版許諾申請書を提出し、雑誌編集委員会の許諾を得ること。なお、二次出版許諾申請書の様式は別に定める。また、許諾申請に際しては一次出版物と二次出版物（原稿）を日本歯科麻酔学会事務局を通じて雑誌編集委員会に提出すること。ただし、本誌に掲載された論文を Anesthesia Progress 誌の Brief Communication に二次出版する場合は、一連の許諾申請手続きは不要とする。

2. 本誌に掲載された論文を国外の英文誌に二次出版物として投稿する場合（上記 A）

(i) 二次出版物であることを、二次出版先の雑誌編集事務局等に連絡すること。

(ii) 二次出版物の発刊後、二次出版物の pdf を日本歯科麻酔学会事務局を通じて雑誌編集委員会に送付すること。

(iii) 英文化された論文の title page の footnote に、既に日本歯科麻酔学会雑誌に掲載された日本語論文の英文化であることを明記しなければならない。

例) This article is based on a study first reported in Journal of Japanese Dental Society of Anesthesiology (with full reference)

3. 国外の英文誌に掲載された論文を二次出版物として本誌に投稿する場合（上記 B）

(i) 一次出版物の編集責任者に二次出版についての投稿許可を得ること。本誌への投稿時に、一次出版物の編集責任者の許諾文書を PDF で添付すること。なお、許諾文書は著者が取得するものとする。

- (ii) 本誌への投稿時に、一次出版物の別刷もしくはそのコピーをPDFで添付すること。
- (iii) 論文の構成と体裁、論文の採否、著作権、掲載料、別刷代については、「日本歯科麻酔学会雑誌投稿規定」ならびに「投稿の手引き」に準ずるものとする。

注1. 二次出版は、論文の本質が同じであれば一次出版の複製物的扱いと見なされ、一次出版の著作権の許諾の下で発刊されるため、二重投稿とはみなされません。

注2. 二次出版物には、一次著作権者が有する原著の二次利用に関する権利と、二次出版物の著作権者の両者の権利が含まれています。